

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、
下記の件を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

記

公園内における草刈り作業中の車両損傷事故に係る和解について

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による平成24年12月20日議会の議決により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年10月29日

国立市長 永見理夫

記

公園内における草刈り作業中の車両損傷事故に係る和解について

令和3年10月11日、市の管理する谷保1462番地の1の浄水公園内の草刈り作業中に飛散した小石等が近隣宅地に駐車していた車両に当たり発生した車両損傷事故について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

住 所 東京都国立市内
氏 名 A

2 和解の内容

- (1) 国立市は、車両損傷事故に係る損害賠償金として、65,940円を負担する。
- (2) 上記以外の債権、債務はない。